基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年三月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を三株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月二十六日

東京都港区赤坂八丁目五番四〇号

ゴマブックス株式会社

代表取締役　赤井　仁

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年三月十三日を基準日と定め、同日十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年三月中旬から下旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年二月二十六日

大阪府大東市新田旭町一番地

アルツ・ジャパン株式会社

代表取締役　浅田　光彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月二十六日

岩手県北上市川岸一丁目一四番一号

株式会社ホテルシティプラザ北上

代表取締役　千葉　敬

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月二十六日

群馬県高崎市芝塚町二〇三三番地一

株式会社上信観光バス

代表取締役　竹内　守

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

株式会社日本デキシー

代表取締役　山本喜美夫

株式交換につき株券等提出公告

当社は、セイノーホールディングス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年二月二十六日

岐阜県大垣市大井三丁目九六番地一

西濃産業株式会社

代表取締役　押川　仁三

株式交換につき株券等提出公告

当社は、セイノーホールディングス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年二月二十六日

岐阜県大垣市東前五丁目七番地の二

西濃通運株式会社

代表取締役　柳迫　茂矢

株式交換につき株券等提出公告

当社は、セイノーホールディングス株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年二月二十六日

岐阜県大垣市旭町三丁目一一番地

スイトラベル株式会社

代表取締役　一柳　正義

限定承認公告

本籍千葉県市川市中山四丁目八番、最後の住所千葉県市川市田尻四丁目一二番二五号

被相続人　亡　中村　詔孝

右被相続人は平成二十六年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十七年二月十六日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、平成二十七年八月末日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二十六日

東京都港区新橋三丁目四番八号昌栄ビル五階　中村・安藤法律事務所

相続財産管理人關口妙慧

代理人弁護士　増田　直毅

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年二月二十六日

東京都世田谷区新町二丁目二二番一五号

株式会社ユニコアソシエイツ

代表取締役　市島　啓一

債権申出の公告

当社は、平成二十六年四月一日さいたま地方裁判所の破産手続開始決定により解散し、平成二十七年二月九日、破産手続が終結しましたが、この度残余財産処分の必要があり、平成二十七年二月十八日、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

また、当社の破産手続開始前の営業地は、埼玉県鴻巣市赤城台三六二番地二〇でありました。

平成二十七年二月二十六日

埼玉県上尾市柏座一丁目一〇番三号

株式会社トーヨー

清算人　弁護士　稲葉　泰彦

連絡先　さいたま市浦和区高砂三丁目一二番二四号　小峰ビル三階　稲葉法律事務所

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百四十万円減少し百八億二千二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年九月十九日付官報の号外第二百八号百二十頁に掲載されています。

平成二十七年二月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号

ＰＬＣ特定目的会社

取締役　山本　顕三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十七億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年四月十日付官報の号外第八十一号四十九頁に商号変更前のオボチュニティ19特定目的会社として掲載されています。

平成二十七年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

名古屋プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

取消公告

平成二十七年二月十六日掲載の吸収分割公告は取消します。

平成二十七年二月二十六日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三一番一号

日清紡テキスタイル株式会社

代表取締役　馬場　一訓

取消公告

平成二十七年二月五日（号外第二十七号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取り消します。

平成二十七年二月二十六日

東京都千代田区外神田三丁目八番一一号

山田照明株式会社

代表取締役　山田　光夫

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年二月六日（号外第二十八号）公布法務省令第六号（会社法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一三下	二	二二	委員会等設置、委員会	委員会設置会社
平成二十七年二月十七日叙位・叙勲欄中（原稿誤り）				
一〇一	四	一	藪内　英之	籔内　英之
平成二十七年二月十日掲載の佐賀家庭裁判所に係る平成二十六年（家）第八〇〇五二号相続財産管理人の選任中（印刷誤り）				
一二三	終りから一		森柏溶人 亡 古謝	森柏溶人 亡 古謝

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十六日付第四一号六二十八日付参会第二号三二

四ページ●同日付政府調達第三七号四〇ページ●一月

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）